

個人情報保護規程

学校法人 菅原学園

令和4年4月1日（制定）

令和4年4月1日（発行）

（令和6年6月1日（第1回改正））

（第2版）

承認	作成
	
令和6年5月31日	令和6年5月22日

目 次

第1章	総則	
第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	適用範囲	2
第4条	従業者の職務	2
第5条	学術研究における適用除外	2
第2章	個人情報の取得、利用	
第6条	適正取得・適正利用	3
第7条	利用目的の特定、通知又は公表	3
第8条	利用目的の制限、変更	4
第9条	要配慮個人情報の取得	4
第3章	個人データの安全管理	
第10条	適正な管理	4
第11条	個人情報保護管理者	5
第12条	個人情報保護管理委員会	5
第13条	個人データの管理	5
第14条	情報漏えいへの対応	5
第15条	物理的・技術的安全管理措置	6
第4章	個人データの委託、共同利用、第三者提供	
第16条	委託	7
第17条	共同利用	7
第18条	第三者への提供	7
第19条	外国の第三者への提供	8
第20条	第三者への提供に係る記録の作成等	8
第21条	第三者から提供を受ける際の確認等	9
第5章	保有個人データの開示、訂正、利用停止等	
第22条	保有個人データの本人への周知	10
第23条	利用目的の通知請求	10
第24条	保有個人データの開示請求	10
第25条	保有個人データの訂正等	10

第26条	保有個人データの利用停止等	11
第27条	苦情処理	11
第6章 雑則		
第28条	関係法令の適用	11
附則		12
別紙1	個人識別符号	13
別紙2	要配慮個人情報	14
	個人情報保護に関する組織図	15

個人情報保護規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、学校法人菅原学園（以下「法人」という。）が個人情報を取得、利用、保管、その他の取扱いを行うについて必要な事項を定め、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

2「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）における個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、別に定める。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）個人情報

①生存する個人（役員、職員、学生等、現在及び過去に法人と関わった者すべてを含む。）に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図書若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。第二号において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

②個人識別符号が含まれるもの

（2）個人識別符号

次に掲げる事項のいずれかに該当する文字、番号、記号その他のうち、別紙1で定めるものをいう。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

②個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

（3）要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、別紙2で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 従業者

当法人の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者をいい、雇用関係にある職員（正職員、再任用職員、嘱託職員、臨時職員、パートタイム職員、契約職員（アシスタント））のみならず、理事、監事、非常勤教員、非常勤講師、派遣職員及びティーチング・アシスタントも含まれる。

(6) 利用

当法人内において個人情報を処理すること

(7) 提供

当法人以外の者に、当法人の保有する個人情報を利用可能にすること

(8) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は個人情報を帳簿等に一定の規則で整理することにより容易に検索することができるように体系的に構成したもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。

(9) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(10) 保有個人データ

法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消却及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

(11) 学術研究機関等

大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらの属する者をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当法人の従業者に対して適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

(従業者の職務)

第4条 従業者は、この規程その他法人の諸規程を遵守し、個人情報を保護する責務を負う。

2 従業者は、職務等により知り得た個人情報を、故意又は過失により、漏えいし、滅失し若しくはき損し、又は不当な目的に利用してはならない。

その地位を退いた後においても同様とする。

3 法人は、学生に対して、個人情報の適正な取扱いにつき、適切に指導及び啓蒙活動を行うことに努めるものとする。

(学術研究における適用除外)

第5条 この規程は、至誠館大学が学術研究の用に供する目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合であって、次の各号に掲げる場合には適用しない。ただし、個人の権利利益を不

当に侵害するおそれがある場合を除く。

- (1) あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合として次に掲げるもの。
 - a. 至誠館大学が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
 - b. 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
 - (2) あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの。
 - a. 至誠館大学が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
 - b. 至誠館大学と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき。
 - (3) あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの。
 - a. 個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき。
 - b. 至誠館大学と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき。
 - c. 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術目的で取り扱う必要があるとき。
- 2 至誠館大学は、学術研究目的で行う個人情報の取り扱いについて、この規程を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取得、利用

(適正取得・適正利用)

第6条 法人は、適法かつ相当な手段により個人情報を取得しなければならない。

- 2 法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(利用目的の特定、通知又は公表)

第7条 法人は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 前項により特定した利用目的は、あらかじめ公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後速やかに本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（CD、録音テープ、web入力等を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ（人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は事後速やかに）、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、

財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、又は法人の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合

- (2) 国の機関又は地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（利用目的の制限、変更）

第8条 取得した個人情報、特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 前2項の規定による利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（要配慮個人情報の取得）

第9条 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないように努めるものとする。

- 2 要配慮個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
 - (1) 前条第3項各号に該当する場合
 - (2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等により公開されている場合
 - (3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (4) 第18条第4項各号に該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

第3章 個人データの安全管理

（適正な管理）

第10条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消却するよう努めなければならない。

- 2 法人は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管

理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人情報保護管理者）

第11条 法人に、個人情報の保護・管理に関する責任を担う個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を、至誠館大学においては学長、専門学校においては校長、幼稚園及び保育園においては園長、法人本部においては法人本部長、企画広報室及び入学相談室においては室長、キャリアサポートセンター及び国際交流センターにおいてはセンター長をもって充てる。

2 管理責任者はその事務業務を、至誠館大学においては事務局長、専門学校においては副校長又は教頭、幼稚園及び保育園においては副園長又は教頭、法人本部においては総務部長に委任することができる。

（個人情報保護委員会）

第12条 個人情報の保護を適正に行うため、必要に応じ大学及び学校等に個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。なお、委員会の組織運営等については別に定める。

（個人データの管理）

第13条 管理者は、所管する部署の保有する個人データを適正に管理するため、次の事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、所管の事務室に置く。

- （1）個人情報データベース等の名称
- （2）個人データから識別される本人の属性等
- （3）個人データの項目
- （4）利用目的
- （5）取扱部署、責任者
- （6）個人データの保管期間
- （7）その他必要な事項

2 各部署の取扱担当者は、個人データの取扱い状況を確認するため、個人データ取扱記録簿を作成し、次の事項を記録しなければならない。

- （1）個人情報データベース等の利用・出力状況
- （2）個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持出し状況
- （3）個人データ等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消却・廃棄を証明する記録を含む。）
- （4）個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

3 管理者は、定期的又は臨時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認しなければならない。

（情報漏えいへの対応）

第14条 取扱担当者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理者は、理事長に報告するとともに、速やかに次の措置を講じな

ればならない。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
 - (2) 影響範囲の特定
 - (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
 - (4) 再発防止策の検討及び実施
 - (5) 事実関係及び再発防止策等の公表
- 3 法人は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会（内閣府外局）及び文部科学省等に報告しなければならない。
- (1) 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し又は発生したおそれがある事態
- 4 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
 - (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - (4) 原因
 - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 5 法人は、第3項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

（物理的・技術的安全管理措置）

第15条 入退室による不正行為等の防止のための物理的安全管理措置及び情報システムからの漏えい等の防止のための技術的安全管理措置については、別に定める。

第4章 個人データの委託、共同利用、第三者提供

（委託）

第16条 法人が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

2 前項に基づき、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合の手続きについては別に定める。

（共同利用）

第17条 法人は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人データを提供することができる。

2 前項の場合において、法人は、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- （1）個人データを共同利用する旨
- （2）共同利用する個人データの項目
- （3）共同利用する者の範囲
- （4）共同利用する者の利用目的
- （5）共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

3 第1項に基づき、当該特定の者に個人データを提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

（第三者への提供）

第18条 法人は、第8条第3項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態におくとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出たとき（以下「オプトアウト」という。）は、当該個人データを第三者に提供することができる。なお、個人情報保護委員会への届出は、電子情報処理組織を使用するか、又は所定の届出書及びその記載事項を記録した光ディスクを提出することにより行う。

- （1）学園の名称、住所、理事長の氏名
- （2）第三者への提供を利用目的とすること
- （3）第三者に提供される個人データの項目
- （4）第三者に提供される個人データの取得の方法
- （5）第三者への提供の方法
- （6）本人の求めに応じて当該法人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- （7）前号の本人の求めを受ける方法
- （8）第三者に提供される個人データの更新の方法
- （9）当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3 前項の規定は、次に掲げる事項については、適用しない。

- （1）要配慮個人情報

- (2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
 - (3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ（その全部又は一部を複製・加工したものを含む。）
- 4 次に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。
- (1) 第16条の定める委託に伴って個人データを提供する場合
 - (2) 前条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合
 - (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合
- 5 法人は、当該提供先において、個人データを提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。

（外国の第三者への提供）

第19条 法人は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人データを外国の第三者へ提供することができる。

- (1) 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ていること。
- (2) 法人と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定をうけていること。
- (4) 第8条第3項各号に該当すること。

（第三者への提供に係る記録の作成等）

第20条 個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）へ提供したとき（第8条第3項各号に該当する場合又は第18条第4項各号に該当する場合を除く。）には、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、法人が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨（第18条第2項の規定により個人データを提供した場合は提供した年月日）
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見

込みがあるときは、一括して作成することができる。

- 3 法人は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。
 - (1) 第1項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合、最後に個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日まで
 - (2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合、最後に個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日まで
 - (3) 前2号以外の場合、当該記録を作成した日から3年間
- 4 本人は、第1項の記録について、開示を請求することができる。請求の手続きについては、第24条の規定を準用する。

（第三者から提供を受ける際の確認等）

第21条 第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）から個人データの提供を受けるに際しては、管理者は、次の事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第8条第3項各号又は第18条第4項各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項により個人データの提供を受けた場合又は物品又はサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。
 - (1) 本人の同意を得ている旨（第18条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は、個人データの提供を受けた年月日）
 - (2) 前項各号に掲げる確認事項
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
 - (5) 第18条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は、個人情報保護委員会（内閣府外局）による公表がなされている旨
 - 3 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。
 - 4 法人は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。
 - (1) 第2項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合
最後に個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日まで
 - (2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合
最後に個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日まで
 - (3) 前2号以外の場合
当該記録を作成した日から3年間

第5章 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

（保有個人データの本人への周知）

第22条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- （1）法人の名称
- （2）全ての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号、第2号に該当する場合を除く。）
- （3）保有個人データの利用目的の通知請求（次条）、開示請求（第24条）、訂正等の請求（第25条）、又は利用停止等の請求（第26条）に応じる手続（請求等に係る手数料を含む。）
- （4）保有個人データの取扱いに関する苦情や問い合わせの申出先

（利用目的の通知請求）

第23条 本人は、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

- 2 前項の請求は、学生証、職員証、身分証明書、代理権を有することを証明する書面等により本人又は代理人であることを明らかにし、管理者に提出して行わなければならない。
- 3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく利用目的を通知しなければならない。ただし、次の何れかに該当する場合は、この限りではない。
 - （1）前条第2号の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - （2）第7条第4項第1号、第2号に該当する場合
- 4 管理者は、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

（保有個人データの開示請求）

第24条 本人は、法人に対し、自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

- 2 前項の請求は、前条第2項に定める手続に順じて行わなければならない。
- 3 本人は、当該保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他法人の定める方法による開示を請求することができる。
- 4 管理者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、前項の規定により本人が請求した方法により、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

（保有個人データの訂正等）

第25条 本人は、法人に対し、自己に関する保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

- 2 前項の請求は、第23条第2項に定める手続に準じて行わなければならない。

- 3 管理者は、第1項の請求を受けた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 4 管理者は、第1項の請求に係る保有個人データの全部又は一部の訂正等を行ったり、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（保有個人データの利用停止等）

- 第26条 本人は、法人に対し、自己に関する個人データが次のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消却又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- (1) 第6条の規定に違反して不正の手段により取得されたものであるとき又は不適正な方法により利用されているとき
 - (2) 第8条の規定に違反して目的外利用されているとき
 - (3) 第9条の規定に違反して要配慮個人情報取得されているとき
 - (4) 第18条又は第19条の規定に違反して第三者に提供されたとき
 - (5) 法人が利用する必要がなくなった場合
 - (6) 漏えい、滅失、毀損等の事態が発生した場合
 - (7) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- 2 請求の手続きについては、前条第2項の規定を準用する。
 - 3 管理者は、第1項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置を取ることができる。
 - 4 管理者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（苦情処理）

- 第27条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 法人は、苦情処理等の窓口を法人本部（大学の場合は事務局）に設置し、本人からの苦情の申出を受けた場合は、直ちにその旨を、当該個人情報を所管する管理者に報告する。
 - 3 前項の報告を受けた管理者は、必要に応じ委員会に付議し意見を聴くなど、当該苦情に対し、適切に対応しなければならない。

第6章 雑則

（関係法令の適用）

- 第28条 この規則に定めのない事項及びこの規則の解釈適用は、個人情報の保護に関する法

律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令に従う。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

制定 令和4年4月1日

個人識別符号

1. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために転換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして法令（個人情報保護委員会規則）で定める基準に適合するもの

- (1) 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- (2) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定める容貌
- (3) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- (4) 発生の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- (5) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- (6) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- (7) 指紋又は掌紋

2. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

次に該当するもの

- (1) 旅券番号
- (2) 基礎年金番号
- (3) 運転免許証番号
- (4) 住民票コード
- (5) 個人番号
- (6) 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (7) 後期高齢者医療制度の被保険者証の番号及び保険者番号
- (8) 介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
- (9) 高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (10) 旅券番号（日本国政府が発行した者以外）
- (11) 在留カードの番号
- (12) 私立学校教職員共済の加入者証の加入者番号
- (13) 私立学校教職員共済の高齢受給者証の加入者番号
- (14) 雇用保険被保険者証の被保険者番号

要配慮個人情報

第2条第1項第3号で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）

1. 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の法令（個人情報保護委員会規則）で定める心身の機能の障害があること。
2. 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
3. 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
4. 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
5. 本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

個人情報保護に関する組織図

